

令和6年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(環境農林水産関連)

令和5年7月

大 阪 府

## 令和6年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望

日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界的にエネルギー価格が高騰するとともに、カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素の取組みが加速しており、気候変動対策や温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、より一層の省エネ対策や脱炭素化の取組強化が求められています。また、農業に必要不可欠な燃油・肥料も高騰しており、農業経営の発展、農業の成長産業化が困難となっています。

そのような中、大阪府では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする脱炭素社会」の実現に向け、2年後に迫った大阪・関西万博をインパクトにした脱炭素の取組みや海洋プラスチックごみ対策、ブルーカーボン生態系の再生・創出を加速させるとともに、農林水産分野においても脱炭素を新たな成長の機会と捉え、全力で取り組んでいるところです。

こうした取組みに加え、豊かで快適な大気・水質を保全し、府民が暮らしやすく、事業活動が行いやすい持続可能な脱炭素社会を実現するための取組み、みどり豊かで安全・安心な大阪を実現するための取組みを進めております。

令和6年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

# 目 次

## **暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築** . . . . . 1

1. 脱炭素社会の実現に向けて
  - (1) 地域脱炭素化の加速に向けた支援の拡充等
  - (2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進
  - (3) 省エネの推進及び ZEH・ZEB の普及促進
2. 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進
3. 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進
4. PFOA 等による水質、土壌及び農作物等の汚染に係る指針値及び対応方針の整備
5. 全ての PCB の確実な処理に向けた国の取組強化
6. 動物取扱業者による動物虐待の未然防止対策の推進

## **活力ある農林水産業の振興** . . . . . 5

1. 施設栽培における担い手確保・経営発展等への支援制度拡充
2. 農地中間管理事業における大規模施設等の撤去に係る保証制度の創設について

## **みどり豊かで安全・安心な大阪の実現** . . . . . 5

1. ため池防災減災対策推進のための制度拡充
2. 自然公園施設における災害復旧及び安全対策の推進
3. 特定外来生物対策の推進

## 暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築

### 1. 脱炭素社会の実現に向けて

#### (1) 地域脱炭素化の加速に向けた支援の拡充等

政府における脱炭素社会の実現をめざす動きが加速される中、大阪府では、2021年3月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を将来像に掲げた地球温暖化対策実行計画を策定し、2022年3月に「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を改正するなど、脱炭素の取組みの強化及び拡大を図っている。これらの取組みをさらに加速していくためにも、国による一層の支援の拡充等を要望する。

- ① 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続的に措置するとともに、地方自治体で柔軟に活用できるよう評価方法や運用の改善を図られたい。
  - ② 脱炭素化に向けた取組みの推進にあたっては、地域内の現状及び取組成果といったデータを的確に把握し見える化することにより、住民のさらなる行動変容を促すことが重要である。そのため都道府県別エネルギー消費統計データを、全国版公開と可能な限り時期をあわせて、早期に公開すること。確定版の早期公開が難しい場合は、速報値での早期公開を検討されたい。
  - ③ 脱炭素行動の定着・浸透のための取組みの推進にあっては、CO<sub>2</sub>の見える化や脱炭素ポイント※付与など、脱炭素型の消費行動を選択しやすい環境づくりと関連する施策・制度の拡大が重要である。そのため、カーボンフットプリントの算定に係る排出原単位データベース(IDEA等)の利用負担の軽減や行動変容のインセンティブとなる脱炭素ポイント制度の普及に関する技術的・財政的な支援のほか、国民の脱炭素への意識改革・行動変容に係る国民運動のさらなる展開を図ること。
- ※CO<sub>2</sub>排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して付与するポイントの総称

#### (2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進

2025年の大阪・関西万博までに、ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及が進むよう、開催地である大阪府域において重点的な普及策を講じること。

- ① EVバス導入補助について
  - ・万博会場へのアクセス交通を担うバスのゼロエミッション化を推進するため、補助の拡充や大阪府域への重点的な配分などの措置を講じるとともに、充電設備の設置工事に係る補助上限を増額するなど支援の充実を図ること。

## ② ゼロエミッション車の普及促進について

- ・自動車（乗用・商用）の脱炭素化をさらに進めるため、ラインナップの充実を促進すること。
- ・充電設備の設置工事費について、補助上限額を超えることが多く、都市部に多い集合住宅での導入の障壁の一つとなっていることから、補助の拡充を行うこと。

## ③ 警察車両の電動化について

- ・府に配備される車両について、国のグリーン調達基本方針に基づいた調達を行い、ゼロエミッション車を中心とした電動車の導入をさらに進めること。

### （３）省エネの推進及び ZEH・ZEB の普及促進

- ① 大企業によるサプライチェーン全体での脱炭素化の取組みが進む中、中小事業者においても脱炭素経営への転換をはじめ経営力強化が求められている。また、エネルギー価格高騰を受け、府内約 28 万社の中小事業者を取り巻く環境はますます厳しくなっている。省エネ・省 CO2 に取り組むことで、大阪の成長を支える中小事業者の脱炭素経営への転換が促進されるよう、省エネ設備の導入に対する補助制度を継続し、予算額を拡充すること。
- ② 二酸化炭素排出量の約 3 割を占める建築物分野での脱炭素化を加速するため、ZEH・ZEB の補助制度を継続し、予算額を拡充すること。また、ZEH の補助制度について、資材価格が高騰していることを踏まえ、1 件あたりの補助額を増額すること。

## 2. 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進

G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を 10 年前倒して、2040 年に達成することに向け、国においてはそのロードマップを示した計画を提示すること。また、地方自治体における当面の取組を支援するため、以下に示すプラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進すること。

- （１）自治体や事業者等によるマイボトルやマイ容器の利用環境整備や、通常はワンウェイで使用されるプラスチック製品の減量・循環システムを構築するモデル事業などの消費者の行動変容につながる取組みを促進するた

め、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業の支援対象の拡大及び支援額の拡充などの措置を講じること。

- (2) 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づく、市町村における製品プラスチックの分別収集や再商品化の実施を促進するため、新たに生じる市町村の費用負担に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) マイクロプラスチックについて、地方自治体の実施する発生抑制対策の検討に対して財政的・技術的に支援すること。また、生態系への毒性影響およびそのメカニズムに関する疫学的な調査研究を推進し、現時点での成果や今後の見通しについて広く周知を行うこと。

### **3. 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進**

- (1) 日本のみならず世界の都市の沿岸で開発により失われたブルーカーボン生態系（藻場等）の再生・創出に向け、「海の万博」として開催される「大阪・関西万博」の会場が面する大阪湾奥部をモデルケースとして、民・官が連携のもと、既設の護岸を活用した先導的な取組を実施できるよう、以下について支援・実施すること。
  - ① Jブルークレジットに登録可能な規模のブルーカーボン生態系を再生・創出する実証事業への支援
  - ② 都市の沿岸部におけるブルーカーボン生態系の再生・創出等への民間事業者等の参入促進
    - ・藻場再生・創出適地等の情報提供、護岸管理者等と、民間企業や技術を有するメーカーとをマッチングする仕組みの創設
    - ・Jブルークレジットの認証に係るCO<sub>2</sub>吸収量算定方法の簡素化
- (2) 大阪湾奥部における底層DOの環境基準達成に向けた効果的な対策と長期的なロードマップを提示すること。

### **4. PFOA等による水質、土壌及び農作物等の汚染に係る指針値及び対応方針の整備**

大阪府内ではペルフルオロオクタン酸（PFOA）等が高濃度で検出されている地域があり、地下水が農業用水にも利用されている実態があることから、住民から健康影響への不安の声が上がっている。また、公共用水域及び地下水において暫定指針値を超過するPFOA等の検出事例が多数確認されているが、環境

中における PFOA 等の挙動について知見がないことなどから、その多くは原因が明らかではない。このため、早期に以下の対策について講じること。

- (1) PFOA 等の曝露による人の健康への影響について明らかにし、その結果を踏まえ、水質、土壌及び農作物等の汚染に係る指針値を示すこと。
- (2) 環境中における PFOA 等の挙動等について明らかにし、汚染原因の究明や濃度低減等の対策について具体的な方法を示すこと。

## 5. 全ての PCB の確実な処理に向けた国の取組強化

- (1) 国主導で PCB 廃棄物の適正処理を確実に進めるため、事業終了準備期間を活用した処理終了後に発見される高濃度 PCB 廃棄物に備え、運搬や処分に係る中小企業等の助成制度を含め、処理体制を整備すること。
- (2) 低濃度 PCB 廃棄物の計画的かつ適正な処理の遂行に向け、PCB 含有の疑いのある濃度不明の電気機器等における濃度分析、無害化処理認定施設等への運搬及び処分に係る中小企業等の負担軽減措置を講じること。また、現在使用中の機器等に関する処理方針を速やかに示すとともに、処分期間終了後の処理体制を確保すること。さらに、自治体が所有する橋梁等の低濃度 PCB 含有塗膜の計画的な除去にあたっては、関係省庁が連携して財政的な支援措置を講じること。

## 6. 動物取扱業者による動物虐待の未然防止対策の推進

令和元年度の法改正により、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準の具体化や、動物虐待に対する罰則が強化されたにも関わらず、全国的にも業者による動物虐待事案が後を絶たない。動物の生命及び健康を損なう危機的事態を未然に防止するため、自治体による立入調査や指導等が円滑に進められるよう必要な措置を講じられたい。

### (1) 立入調査権限の強化

虐待のおそれがある場合に、立入調査が迅速かつ円滑に実施できるよう、事業者が調査拒否できるやむを得ない理由を限定する等、明確にすること。

### (2) 飼養施設に対して実効性のある立入調査を実施するための規制強化

#### ① 犬猫の飼養管理基準

臭気・温度・湿度等について、具体的な基準を設定すること。

## ② 動物の健康状態の把握

- ・動物への負担も考慮し、多数の動物を一度にスクリーニングするための具体的手法を提示すること。
- ・「動物に関する帳簿」が未整備の場合の罰則を強化すること。

## (3) 犬猫等健康安全計画の実効性の確保

事業者が責任を持って動物の管理ができなくなった場合に、残された動物が適切な飼養・保護を受けられるよう、計画に盛り込むべき具体的な内容や審査の基準を明確にすること。

## **活力ある農林水産業の振興**

### **1. 施設栽培における担い手確保・経営発展等への支援制度拡充**

新規就農時のみ対象としている「経営発展支援事業」（新規就農者育成総合対策）について、規模拡大や施設更新時も支援対象とされたい。また、資材価格の高騰や収益性向上につながる設備の高度化に対応できるよう、補助上限額を引上げされたい。

### **2. 農地中間管理事業における大規模施設等の撤去に係る保証制度の創設について**

地域計画に位置付けられた担い手への農地集積を促進するため、土地所有者が安心して貸付できるよう、借り手の経営破綻等により農地が利用されない場合において、施設の所有権移転が可能となる制度及び施設撤去に要する費用を保証する全国的な信用保証制度を創設されたい。

## **みどり豊かで安全・安心な大阪の実現**

### **1. ため池防災減災対策推進のための制度拡充**

万が一決壊すれば甚大な被害につながる防災重点農業用ため池の多い地域において、市町村の負担を軽減し、防災減災対策を加速化するため、ハード整備の補助率を加算すること。

## **2. 自然公園施設における災害復旧及び安全対策の推進**

- (1) 近年、頻発している豪雨・台風等の自然災害に対応するため、自然公園区域内の災害復旧に活用できる補助事業を創設されたい。
- (2) 自然公園施設における安全対策を計画的に推進するため、自然環境整備交付金の予算枠を拡充されたい。

## **3. 特定外来生物対策の推進**

- (1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正に伴い都道府県の責務となった特定外来生物について、防除の必要性の判断基準や効果的な防除方法等について、早急に示されたい。
- (2) 生息範囲が拡大してきているクビアカツヤカミキリによる被害拡大を早期に防止するため、国において有効な防除技術を確立されたい。また、令和5年度から新たに措置された「特定外来生物防除等対策事業」について、特定外来生物の活動が活発になる適期を逃さず、年度当初から防除対策が実施できるよう、採択時期の見直し等、交付金事務手続きの迅速化を図られたい。